

(様式 1)

県政調査計画書

平成26年6月9日

県議会議長 向笠 茂幸 殿

会派名 民主党・かながわクラブ
団長名 齋藤 健夫
(署名は認印)

県政調査を次のとおり計画しましたので、よろしくお取り計らいください。

1 調査議員	(調査団長) 日下 景子 (団員) たきた 孝徳 近藤 大輔 岸部 都 中谷 一馬
2 調査目的	風力発電、小水力発電、木質バイオマス発電、地熱発電などの再生可能エネルギーの導入について、先進的な取組を行っている事例を調査し、本県における今後の施策の推進に資する。
3 調査期間	平成26年7月9日～11日
4 調査地	高知県、大分県
5 調査項目	(1) 梶原町役場 梶原町では、森、水、風、光などの自然エネルギーを活用したまちづくりを進めており、その持続可能な低炭素社会の実現に向けた先駆的な取組によって、平成21年には国が認定する「環境モデル都市」として選定されている。 同町で実施されている様々な再生可能エネルギーの導入事例を調査することで、本県の再生可能エネルギー関連施策の参考とする。



	<p>(2) 日本フォレスト株式会社 日本フォレスト株式会社では、林業の生産活動で発生する未利用の間伐材や、製材過程で発生する木屑などを利用した木質バイオマス発電を行っている。 同社の森林資源を有効活用する取組を調査することで、本県の再生可能エネルギー関連施策の参考とする。</p> <p>(3) 杉乃井地熱発電所 大分県別府市にある杉乃井ホテルは、日本有数の温泉地という立地を活用して地熱発電所を運営しており、年間を通してホテルで需要する電力をまかなっている。 同所の自然エネルギーを有効活用する取組を調査することで、本県の再生可能エネルギー関連施策の参考とする。</p> <p>(4) 株式会社瀬戸内自然エナジー 株式会社瀬戸内自然エナジーでは、沸点が低い液体を温泉水で温めて蒸発させ、その蒸気でタービンを回して発電を行うという仕組みのバイナリー発電を行っている。 同社の自然エネルギーを有効活用する取組を調査することで、本県の再生可能エネルギー関連施策の参考とする。</p>
<p>6 経費の概算額</p>	<p>一人あたりの議員旅費 …………… 163,770 円</p> <p style="text-align: right;">内訳 交通費 127,170 円 宿泊費 33,000 円 日 当 3,600 円 合 計 163,770 円 (現地での貸切車両代を含む)</p>

*日程表を添付する。

県政調査日程表

日	月日(曜)	調査地	現地時間	交通機関	調査箇所及び調査内容
1	7月9日 (水)	■高知県 梶原町	午前 午後	航空機 車両	(羽田空港→高知空港) ■梶原町役場 ・自然エネルギーを活用したまちづくりについて ＜梶原町内泊＞
2	7月10日 (木)	■大分県 別府市	午前 午後	航空機 車両	(松山空港→福岡空港) ■日本フォレスト株式会社 ・森林資源を活用した木質バイオマス発電について ＜別府市内泊＞
3	7月11日 (金)	■大分県 別府市	午前 午後	車両 車両 航空機	■杉乃井地熱発電所 ・自家用地熱発電の取組について ■株式会社瀬戸内自然エナジー ・温泉水を活用したバイナリー発電について (大分空港→羽田空港)

県政調査計画審査結果

県政調査計画について審査したところ、結果は次のとおりでした。

調査実施議員名	(調査団長)	日 下 景 子
	(団 員)	たきた 孝 徳
		近 藤 大 輔
		岸 部 都
		中 谷 一 馬

1 要領 2 (1) の基準への適否

区 分	調査の基準	計画の内容	適否
① 調査経費	議員 1 人当たり 100 万円以内	議員 1 人当たりの経費は 163,770 円であり、基準を満たしている。	適
② 調査箇所	1 日につき午前及び午後それぞれ 1 箇所以上調査実施 移動日は 1 箇所以上調査実施	移動日について 1 箇所以上、それ以外の日について午前及び午後それぞれ 1 箇所以上調査を実施する行程となっている。	適

2 調査計画に対する審査所見

区 分	所 見
① 調査の実施が県政課題解決の一助となるか。	先進的な再生可能エネルギー導入事例を調査することは、エネルギーの安定供給と関連産業の振興を図り、県経済の発展と県民生活の安定につながるもので、県政課題解決の一助となる。
② 調査の実施時期が時宜を得たものか。	平成 26 年 4 月に「かながわスマートエネルギー計画」を策定した本県にとって、先進的な再生可能エネルギー導入事例を調査することは、今後さらに取組を加速させていくうえで、時宜を得たものである。
③ 現地に赴かなければ調査目的が達成できないものか。	今後の本県における再生可能エネルギー関連施策の取組に活かしていくためには、現地に赴き、具体、詳細に調査及び聴取しなければ調査目的が達成できないものである。
④ 調査箇所、行程、経費等は妥当なものか。	調査箇所、行程、経費等は県政調査実施要領の基準を満たしており、妥当である。